

保育支援システム用タブレット端末購入 及び通信サービス利用に係る公募型プロ ポーザル実施要領

令和6年8月

北本市こども健康部保育課

1 業務の概要

(1) 業務名

保育支援システム用タブレット端末購入及び通信サービス利用業務

(2) 目的

当市公立保育所等において、保護者の利便性の向上と保育士の業務の効率化を図り、もって子どもたちに良質な保育サービスを提供するために「保育支援システム」を導入することとしており、これに向けて、保護者が登降園の際に利用するタブレット端末及びこれに付随する附属品並びに通信サービス等を調達するものである。

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

(4) 選定方式

公募型プロポーザル方式により、保育支援システム用タブレット購入及び通信サービス利用に係る業者選定委員会（以下「選定委員会」という）による選考を経て選定する。

(5) 納入期限

令和6年10月18日（金）まで

(6) 業務内容

別紙「保育支援システム用タブレット購入及び通信サービス利用に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(7) 予算額

令和6年度 端末購入費 829,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

通信料等 105,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※通信料等について、令和6年10月18日（金）から令和7年3月31日（月）までに係る経費。令和7年度以降の予算は今後措置する。

(8) 全体スケジュール

本業務は次表のとおり実施する。

項目	日程	備考
実施要領公表	令和6年8月22日(木)	
質問書の提出期間	令和6年8月22日(木) から 令和6年8月29日(木) まで	
質問書に対する回答期限	令和6年9月2日(月)	
参加表明書等の提出期限	令和6年9月5日(木)	
企画提案書等の提出期限	令和6年9月9日(月)	
審査結果通知予定 (優先交渉権者)	令和6年9月中旬	
契約締結予定	令和6年9月中旬	

※スケジュールは必要に応じて変更する場合がある。

2 質問書の提出

(1) 提出書類

本業務における質問等がある場合は、以下の書類を提出すること。

質問書 (様式第5)

(2) 提出期間

令和6年8月22日(木) 午前8時30分から

令和6年8月29日(木) 午後5時15分まで

(3) 提出方法

電子メール

※件名を「保育支援システム用タブレット端末購入及び通信サービス利用に関する質問」とし、質問等の他に事業者名、担当者名、連絡先を明記すること。

(4) 提出先

5 担当窓口(5ページ) 参照

(5) 回答

質問に対する回答は、原則として本市ホームページに質問者匿名で掲載する方法で、令和6年9月2日(月)までに行うものとする。質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加または修正とみなす。

3 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

応募にあたっては、以下の書類等を提出すること。

- ア 参加表明書 (様式第1)
- イ 参加資格確認書 (様式第2)
- ウ 会社概要書 (様式第3)
- エ 業務実績調書 (様式第4)

(2) 提出期限

令和6年9月5日(木)午後5時15分(必着)

(3) 提出方法

電子メール

※件名を「保育支援システム用タブレット端末購入及び通信サービス利用に関する参加表明」とし、事業者名、担当者名、連絡先を明記すること。

(4) 提出先

5 担当窓口(5ページ)参照

4 企画提案書等の提出について

参加表明書等を提出した者は、企画提案書を提出することとする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書 (任意様式)

イ 価格見積書及び価格見積書内訳 (任意様式)

金額については、タブレット端末と通信料(月額費用)に分けて、消費税込みで記入すること。

※提出書類はA4判で作成すること。また、提出された書類等の返却はしない。
企画提案書等の作成にかかる費用は提出者側の負担とする。

(2) 提出期限

令和6年9月9日(月)午後5時15分まで

(3) 提出方法

電子メール

※件名を「保育支援システム用タブレット端末及び通信サービス利用に関する企画提案」とし、事業者名、担当者名、連絡先を明記すること。

(4) 提出方法

5 担当窓口(5ページ)参照

5 担当窓口（提出先）

本業務における担当窓口及び提出書類等の提出先は、次のとおりとする。

【提出先】北本市こども健康部保育課 施設運営担当

【住所】〒364-8633 埼玉県北本市本町1丁目111番地

【連絡先】TEL：048-511-7703 FAX：048-592-3367

E-mail：a03400@city.kitamoto.lg.jp

【業務時間】平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【担当者】山崎・新井

6 選考方法及び評価基準

(1) 選考者

選考は選定委員会が行う。

(2) 選考方法

評価基準項目に基づき、企画提案書、見積書及び見積書内訳書の内容等を書類審査し、契約予定者を選定する。

(3) 結果通知

審査結果は、全ての事業者に対して文書にて通知する。

(4) その他

ア 評価基準項目に基づき選定委員会が評価点を算出し、最も高い評価点を獲得した提案者を優先交渉権者とする。併せて、評価合計点の順位に基づき次点者を特定する。

イ 最も高い評価合計点の提案者が複数ある場合は、評価基準項目「経済性」の評価点により候補者の順位付けを行うものとする。

(5) 評価基準項目

評価基準項目は次のとおりとする。

ア 業務経験・実績

イ 提案内容

ウ サポート体制

エ 経済性

7 提案者の参加資格等

(1) 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。

ウ 本事業公募の開始から契約締結までの期間に、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成20年北本市告示第39号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 本事業公募開始から契約締結までの期間に、北本市の締結する契約からの暴力団措置に関する要綱（平成8年告示第149号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。

オ 本事業公募の開始までの期間に、北本市物品納入等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成25年1月4日市長決裁）に基づく令和05・06年度物品納入等競争入札参加者名簿に登録されていること。

キ 過去5年間において、他の地方公共団体において本業務と同種又は類似の業務を行った実績を有すること。

ク 移動通信サービスを提供する電気通信事業者を営む者であって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。

(2) 参加資格の喪失

企画提案書等を提出した者が次のいずれかに該当する場合には、選考に参加することはできない。

ア 「本要領」7（1）の参加資格要件を満たさなくなったとき

イ 提出書類に虚偽の記載をしたとき

ウ 提出期限内に本要領で定められた提出書類が提出されない場合

エ 審査の公平を害する行為や審議に反する行為があった場合

オ 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

8 その他

- (1) 企画提案は、一提案者につき一提案とする。
- (2) 本企画提案に関して提案者が必要となる費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類等の著作権は提出者に帰属する。ただし、本市が本件の報告、説明、公表等に必要な場合は、提出書類等の内容が無償で使用できるものとする。
- (4) 提出書類等は原則として公開しない、ただし本件に係る情報公開請求があった場合は、北本市情報公開条例（平成3年12月20日条例第41号）に基づき、提出書類等を公開する場合があるものとする。
- (5) 提出書類等は一切返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (6) 提出書類等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、提出者が負うこととする。
- (7) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51条）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 提出書類等の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りでない。